

出席停止について

下に記載されている病気は学校保健安全法において蔓延防止と予防のために出席停止扱い（第三種の一部は、学校医等の判断）になります。出席停止期間は欠席扱いになりません。

医師と出席停止期間を御確認の上、登校日になりましたら、下の「登校届」に保護者の方が必要事項を記入して学校へ提出してください。

※医師の証明・診断書等は必要ありません。

※簡易検査キットで陽性判定が出た場合は、その旨をご記入ください。

第二種	感染症名	出席停止期間	感染症名	出席停止期間
	インフルエンザ	発症した後五日を経過し、かつ、 解熱した後二日を経過するまで ※裏面参照	新型コロナウイルス感 染症	発症した後五日を経過し、かつ、症状 が軽快した後一日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで 又は五日間の適正な抗菌性物質 製剤による治療が終了するまで	水痘 (みずぼうそう)	すべての発しんが痂皮化する（かさぶ たになる）まで
	麻疹	解熱した後三日を経過するまで	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後二日を経過 するまで
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫 脹が発現した後五日を経過し、か つ、全身状態が良好になるまで	結核	学校医その他の医師において感染の おそれがないと認めるまで
	風しん	発しんが消失するまで		
第三種	急性出血性結膜炎、腸管出血性大腸菌感染症など		学校医その他の医師において感染のおそれがないと 認めるまで	
	その他の感染症 ・感染性胃腸炎（ノロウイルス感染症など） ・手足口病 ・マイコプラズマ感染症 ・溶連菌感染症 ・伝染性紅斑（りんご病） ・ヘルパンギーナ など			

----- きりとしてご提出ください -----

登 校 届

八王子市立宮上小学校長 様

病 名	
出席停止期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
医療機関名	※簡易検査キットで陽性判定が出た場合は、その旨をご記入ください。

上記のとおり報告します。

【インフルエンザ 出席停止期間 例】

例	発症日 0日目	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後 6日目	発症後 7日目	発症後 8日目
発症後 1日目に解熱	●発熱 出席停止	○解熱 出席停止	① 出席停止	② 出席停止	× 出席停止	× 出席停止	登校 可能		
発症後 2日目に解熱	●発熱 出席停止	●発熱 出席停止	○解熱 出席停止	① 出席停止	② 出席停止	× 出席停止	登校 可能		
発症後 3日目に解熱	●発熱 出席停止	●発熱 出席停止	●発熱 出席停止	○解熱 出席停止	① 出席停止	② 出席停止	登校 可能		
発症後 4日目に解熱	●発熱 出席停止	●発熱 出席停止	●発熱 出席停止	●発熱 出席停止	○解熱 出席停止	① 出席停止	② 出席停止	登校 可能	
発症後 5日目に解熱	●発熱 出席停止	●発熱 出席停止	●発熱 出席停止	●発熱 出席停止	●発熱 出席停止	○解熱 出席停止	① 出席停止	② 出席停止	登校 可能